（令和５年１月10日再送）
令和５年１月５日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症陽性者に対する「保健所を介さない健康観察等業務委託事業」の委託料のお支払いについて
（口座への入金が確認できない場合は、1/13までに大阪府へ連絡を）

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記事業※の実施（令和４年４月～９月）に際しましては、貴会ならびに会員医療機関のご尽力に改めて感謝申し上げます。

さて今般、大阪府より標記通知がありましたのでお知らせいたします。同通知は、**標記委託事業の実績報告（令和４年１０月１０日〆切）を行ったにも関わらず、現時点で大阪府から入金が確認できない場合、本年１月１３日（金）１８時までに、下記への連絡を依頼するものです。**後日、実績報告書等をご送付いただいた場合、委託料の支払いができないことがあることから、**漏れなどが無いかの確認が改めて依頼されています。**

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

・問い合わせ先
大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課個別事象対応グループ
健康観察等業務委託担当
Tel：06-6941-0351（代表）内線5314・5315

※保健所を介さない健康観察等業務委託事業
医療機関と大阪府の委託契約に基づき、新型コロナウイルス感染症患者に対し、ファーストタッチ、HER-SYS入力、必要に応じた初期治療、健康観察までを一括して実施した場合に、HER-SYS導入にかかる初期経費や、HER-SYS入力・健康観察等に係る運用経費を、委託料として支払う事業。
本委託事業に関する内容については、大阪府HPをご参照ください。
https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kenkokansatsu.html

・大阪府医師会ホームページ（精算報告書データ等を掲載）
https://www.osaka.med.or.jp/documents/index?id=1368&word=
※Google、Yahoo等の検索エンジンで「大阪府医師会　文書ﾗｲﾌﾞﾗﾘ」と入力(検索)
→府医HP「文書ﾗｲﾌﾞﾗﾘ」→所管課「地域医療１課」を選択・検索でもｱﾌﾟﾛｰﾁできます。

≪担当事務局≫
大阪府医師会地域医療１課（06-6763-7012）